

システム開発業務請負契約条項

(総則)

- 第1条 発注者及び受注者は、本契約条項(契約書を含む。以下同じ。)に基づき、仕様書等(別冊の仕様書、図面等及びこれらの図書に対する質問回答書等をいう。以下同じ。)に従い、日本国の法令を遵守し、本契約(本契約条項及び仕様書等を内容とするシステム開発業務請負契約をいう。以下同じ。)を履行しなければならない。
- 2 受注者は、契約書記載のシステム開発業務(以下「業務」という。)を契約書記載の履行期間内に本契約で定める成果物を発注者に納入し、発注者は、その請負代金を支払うものとする。
- 3 受注者は納入を完了するための一切の手段を、本契約及び仕様書等に特別の定めがある場合を除き、その責任において定める。
- 4 本契約の履行に関して、発注者と受注者の間で用いる言語は、日本語とする。
- 5 本契約に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。
- 6 本契約の履行に関して、発注者と受注者の間で用いる計量単位は、仕様書等に特別の定めがある場合を除き、計量法(平成4年法律第51号)の定めるところによるものとする。
- 7 本契約及び仕様書等における期間の定めについては、民法(明治29年法律第89号)及び商法(明治32年法律第48号)の定めるところによるものとする。
- 8 本契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 9 本契約に係る訴訟の提起又は調停の申立てについては、千葉地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とする。
- 10 発注者が、第7条に規定する調査職員を定めたときは、本契約の履行に関し、受注者から発注者に提出する書類(業務関係者に関する措置請求、代金請求書を除く。))は、調査職員を経由するものとする。
- 11 前項の書類は、調査職員に提出された日に発注者に提出されたものとみなす。

(指示等及び協議の書面主義)

- 第2条 本契約に定める催告、指示、請求、通知、報告、申出、承諾、質問、回答及び解除(以下「指示等」という。))は、原則として書面により行わなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない事情がある場合には、発注者及び受注者は、指示等を口頭により発注者の定める調査職員及び受注者の定める業務内容の管理をつかさどる責任者(以下「責任者」という。))に対して行うものとし、発注者及び受注者の従業員に対して直接これを行わないものとする。この場合、行った指示等を事後速やかに書面に記載し、これを相手方に提出するものとする。
- 3 発注者及び受注者は、本契約の他の条項の規定に基づき協議を行うときは、当該協議の内容を書面に記録するものとする。

(業務履行及び指揮命令)

- 第3条 本契約の業務の履行にあたり、受注者は受注者の雇用する従業員に対して、直接指揮監督を行うとともに、関係諸法令を守り、誠実にこれを完遂しなければならない。
- 2 受注者は、本契約の業務の実施にあたる人数を自ら決定し、完全な履行をなし得るように人員を配置し、出退勤管理を行い、自ら出来高及び処理業務の成果を把握し、管理を行わなければならない。
- 3 受注者は、業務履行について責任者を定め、発注者に書面により本契約締結後7日以内に通知するものとする。また、責任者は、2名以上定めることができるものとし、変更したときは同様に通知する。なお、責任者は、本契約の他の条項に定める職務の他、次に掲げる権限を有する。
- (1) 契約の履行について受注者の従業員に対する労務管理及び作業上の指揮命令。
- (2) 本契約及び仕様書等の記載内容に関する発注者及び発注者の調査職員の確認又は質問に対する回答。
- (3) 業務の進捗状況の確認及び履行状況の監督。
- (4) 従業員の衛生管理及び災害事故の防止。
- (5) 発注者からの仕様書等に基づく発注事項の請負又は受任並びに仕様書等外の特別発注事項の処理。
- (6) 発注者と受注者との間の原材料、部品等の受渡し及び製品又は業務処理結果の伝票、請書その他書類の授受。

- (7) 受注者の従業員の規律秩序の保持並びに、その他本契約業務の処理に関する事項。
- 4 発注者は、受注者の業務遂行にあたり、発注者又は他の事業者の従業員と混在し、又は同一業務を共同して遂行させる形態の注文・指図をしてはならないものとする。
- 5 発注者は、受注者の従業員に対し、直接指示又は業務命令をしてはならず、現場協議又は現場注文を行う場合には、原則として受注者の責任者に対し発注者としての指示及び細部注文並びに協議等を行うものとする。

(労働法上の責任等)

- 第4条 受注者は、受注者の従業員に対し、労働基準法(昭和22年法律第49号)、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)、職業安定法(昭和22年法律第141号)その他法令上すべての責任を負うものとする。
- 2 受注者は、発注者の管理又は専有に係わる設備等が、受注者の従業員に対し、安全上又は衛生上の危険若しくは有害の恐れが発見されたときは、発注者に対し直ちに、その旨を申し出るとともに、発注者はその申し出に応じ速やかに措置をとり又は受注者が措置することを認めるものとする。
- 3 前項の場合、受注者は、その安全が確保されるまで、発注者に対し契約の履行を拒否することができる。

(一括委任又は一括下請負の禁止)

- 第5条 受注者は、業務の全部又は主体的部分を一括して第三者に委任し、又は請負わせてはならない。ただし、業務の一部(主体的部分を除く。)について、あらかじめ、書面により発注者の承諾を得たときは、この限りではない。

(業務計画の提出)

- 第6条 受注者は、本契約締結後14日以内に仕様書等に基づいて業務計画を作成し、発注者に提出しなければならない。
- 2 発注者は、必要があると認めるときは、前項の業務計画を受理した日から7日以内に、受注者に対してその修正を請求することができる。
- 3 本契約の他の条項の規定により、履行期間又は仕様書等が変更された場合において、発注者は、必要があると認めるときは、受注者に対して業務計画の再提出を請求することができる。
- この場合において、第1項中「本契約締結後」とあるのは「当該請求があった日から」と読み替えて前二項の規定を準用する。
- 4 業務計画は、発注者及び受注者を拘束するものではない。
- 5 受注者は、業務の処理について本条に定める業務計画にかかわらず、発注者に対し、注文上の変更を求めることができる。また、発注者は受注者に対し、必要に応じて注文上の変更指図を行う。

(調査職員)

- 第7条 発注者は、本契約履行に関し発注者の指定する社員(以下「調査職員」という。)を定めたときは、その氏名を受注者に通知するものとする。また、調査職員は2名以上定めることができるものとし、変更したときは同様に通知する。
- 2 調査職員は、本契約の他の条項に定める職務の他、次に掲げる権限を有する。
- (1) 契約の履行について受注者又は受注者の責任者に対する指示、承諾又は協議。
- (2) 本契約及び仕様書等の記載内容に関する受注者又は受注者の責任者の確認又は質問に対する回答。
- (3) 業務の進捗状況、履行状況の確認、調査。

(業務の報告等)

- 第8条 仕様書等に従い、受注者は発注者に対して業務報告書を提出しなければならない。
- 2 発注者は、前項の規定によるものの他、必要と認められるときは、受注者に対して業務の履行状況及びその結果について報告を求めることができる。

(業務内容の変更)

- 第9条 発注者は、必要があるときは、業務内容の変更を受注者に通知して、業務内容を変更することができる。この場合において、発注者は

必要があると認められるときは、履行期間若しくは請負代金を変更し、又は受注者に及ぼした場合に必要な費用を負担しなければならない。ただし、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動、その他の自然的又は人為的な事象(以下「天災等」という。)等であって発注者の責めに帰すことができない事由による変更の場合はこの限りでないものとし、発注者及び受注者が協議のうえ、発注者は定まった金額を負担するものとする。

- 2 前項の通知は発注者の緊急の必要により急遽なされる場合がある。

(請負代金の支払い)

第10条 受注者は、第15条及び第16条の規定による検査に合格したときは、契約書に記載の支払い条件により、請負代金の支払いを請求することができる。

- 2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、頭書の支払条件により請負代金を支払わなければならない。
- 3 契約書に記載の部分完成払の手続きについては、前二項の規定を準用する。

(請負代金等の変更)

第11条 次の各号の事由のいずれかに該当する場合、発注者と受注者とが協議のうえ、請負代金を変更することができる。

- (1) 請負代金算定の基礎となるシステム開発業務の規模、内容等の前提条件が変更になった場合。
- (2) 発注者の承認を得て固定した仕様を発注者が変更した場合。
- (3) その他、日本国内の経済情勢により物価、賃金等に変動が生じ、請負代金が著しく不適当となったとき。
- 2 前項の1号又は2号に該当する場合は、納入期限についても、発注者と受注者とが協議のうえ変更できるものとする。

(実施場所等)

- 第12条 本契約の業務の履行にあたって、受注者が必要とする機材、工具及び備品等は、原則として受注者の負担とする。ただし、発注者と受注者とが協議のうえ別途定める場合にはこの限りではない。
- 2 発注者及び受注者は、本契約業務の実施のために、発注者の構内に別途定める条件により、受注者の作業所を設けることができる。受注者は、発注者から実施場所の提供を受けた場合は、善良なる管理者の注意義務をもってこれらを使用しなければならない。また、受注者は、これらを発注者に返還すべきときは、これらを原状に回復しなければならない。
- 3 受注者が請負業務の遂行にあたって必要とする発注者の所有するコンピュータ、端末機器等の使用については、別に定めるものとする。

(資料等の管理)

第13条 受注者は、本契約の業務の履行のために、発注者から提供を受ける一切の資料について善良なる管理者の注意義務をもって保管し、発注者から返却を求められたときは、直ちにその複製物があるときは複製物を添えて返却する。

(パソコン等の使用制限)

- 第14条 発注者及び受注者は、契約成立の前後を問わず、本契約を履行するにあたり、パソコン等の使用を必要とする場合は、パソコン等を媒体とする情報の流出を防ぐため、次の各号を遵守しなければならない。
- (1) 個人所有パソコン等の使用禁止。
- (2) ファイル交換ソフトがインストールされているパソコン等の使用禁止。
- (3) 有効なウイルス対策ソフトがインストールされていないパソコン等の使用禁止。
- 2 発注者及び受注者は、パソコン等からの情報漏洩の事実又はその可能性を発見した場合は、速やかに相手方に報告するものとする。

(成果物の納入及び検査)

- 第15条 受注者は、本契約の業務を完了したときは、本契約で定める成果物を納入場所に納入し、検査に要する期間を含む履行期間内にその旨を発注者に通知しなければならない。
- 2 発注者又は発注者が検査を行う者として発注者が指定する社員(以下「検査員」という。)は、前項の規定による通知を受けたときは、通知

を受けた日から10日以内に受注者の立会いのうえ、業務の完了を確認するための検査を履行期間内に完了し、その結果を受注者に通知しなければならない。

- 3 検査期間を経過しても、発注者から何らの通知がないときは、前項の検査に合格したものとみなすものとする。
- 4 検査中の成果物に対する機能変更、機能追加作業は、これを独立の業務とみなし、発注者は別に請負契約を締結することによって、受注者に請け負わせることができるものとする。

(補修 再検査)

- 第16条 前条の検査の結果、受注者の責めに帰すべき事由による契約の内容に適合しないもの(以下「契約不適合」という)又は請負業務の未完成が明らかになった場合、受注者は、発注者と受注者とが協議のうえ定める期間内に、契約不適合の補修又は請負業務を完成させたうえ、発注者の再検査を受けるものとする。
- 2 再検査についても前条の規定を準用する。

(権利の帰属)

- 第17条 本契約に基づき作成された成果物の所有権、著作権は、第15条第2項及び第16条に定める検査に合格したことによって、受注者から発注者に譲渡するものとする。ただし、受注者が作成し又は独自に購入した汎用性のあるモジュールルーチンについての著作権は受注者において留保するものとする。
- 2 前項の譲渡する権利には、著作権法(昭和45年法律第48号)第27条及び第28条の権利を含む。

(特許権等の使用)

第18条 受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利(以下「特許権等」という。)の対象となっている業務仕様又は工法を要するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその業務仕様又は工法等を指定した場合において、仕様書等に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかったときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

(秘密の保持)

- 第19条 発注者及び受注者は、契約成立の前後を問わず、本契約に関する秘密情報を善良なる管理者の注意義務により管理するとともに、秘密情報の漏洩に対する万全な対策を講じ、本契約に関する秘密情報を守秘しなければならない。なお、個人情報については、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)等(関連する諸法令、個人情報の保護に関する基本方針、個人情報保護ガイドラインを含む。)を遵守しなければならない。
- 2 発注者及び受注者は、契約成立の前後を問わず、本契約に基づく業務行為に必要な限りにおいて、関係者に対し、本条と同等の義務を課したうえで、相手方の秘密情報を開示することができる。
- 3 発注者及び受注者は、契約成立の前後を問わず、関係者以外の第三者に対して、相手方の秘密情報を開示又は漏洩してはならない。ただし、相手方からの書面による開示の承諾が得られた場合は、本条と同等の義務を課したうえで、かつ承諾を得られた範囲においてのみ開示することができるものとする。なお、開示を認められた発注者及び受注者は、当該第三者が秘密保持義務に違反した場合は、相手方に対し直接その責任を負うものとする。
- 4 発注者及び受注者は、契約成立の前後を問わず、相手方の秘密情報を、本契約の履行以外の目的で使用してはならない。
- 5 発注者又は受注者が本条に違反し、自己の責めに帰すべき事由により相手方に損害を与えた場合は、その損害を賠償するものとし、賠償額については、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。なお、本協議が整わない場合でも損害賠償の請求を妨げるものではない。
- 6 本条の規定にかかわらず、営業秘密に関しては、次の各号の場合、適用から除外されるものとする。なお、情報の原開示者から申し出がなされたときは、その取扱いについて協議のうえ定めるものとする。
- (1) 開示時点ですでに公知となっているもの。
- (2) 開示時点ですでに発注者又は受注者が正当に所有していたもの。

- (3) 開示後、発注者又は受注者の責めに帰することなく公知となったもの。
- (4) 発注者又は受注者が相手方から開示された情報によることなく独自に開発したもの。
- (5) 発注者又は受注者が第三者から秘密保持義務を負うことなく正当に取得したもの。
- (6) 本契約の履行によって発注者が得た目的物を修理、改造、点検、保守するにあたり、第三者に開示する必要があるもの。この場合、発注者は、開示する第三者に守秘義務を課したうえで開示するものとする。
- 7 発注者又は受注者は、合理的理由により、相手方から秘密情報の返却、廃棄、抹消等を要求された場合は、速やかにその措置を講ずるものとする。
- 8 本条については、本契約の履行後も有効に存続するものとする。
- 9 本条における用語の定義は以下の各号の通りとする。
- (1) 「秘密情報」とは、「秘密」である旨の指定がなされた本号①及び②の情報であり、書面、口頭、映像等の種類、及び紙媒体、電子媒体等の記録媒体の種類など、その形式を問わない。ただし、口頭情報における「秘密情報」は、開示後30日以内に「秘密」である旨を明記した書面により被開示者に通知するものとする。
- ① 営業秘密
発注者又は受注者の情報のうち、営業秘密として管理しているもの、又は技術上・営業上で事業活動に有用となっているもの、若しくは公然と知られていないもの、あるいはノウハウ表記されたものをいう。
- ② 個人情報
発注者又は受注者の保有する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により、特定の個人を識別することができるもの(他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができるものを含む。)をいう。ただし、本定義の如何を問わず、発注者又は受注者の保有する電子メールアドレスは個人情報とみなすものとする。
- (2) 「万全な対策」とは、秘密保持に関する取扱規則の作成、関係者からの秘密保持誓約書の徴収、アクセスの管理、情報持出し手段の制限、外部からの不正アクセス防止のための措置、その他情報の漏洩・開示情報の滅失又は毀損防止等の安全管理措置をいう(パソコン等を媒体とする情報の流出を含む。)
- (3) 「業務行為」とは、発注者及び受注者間で行われる情報の提供を伴う行為(交渉、協議、依頼等を含む。)の一切をいう。
- (4) 「関係者」とは、自己の役員、従業員(派遣労働者を含む。)、取引先等(代理人、下受注者又は下受注者となりうるものを含む。)、本契約に携わるすべての者をいう。
- 10 前各項にかかわらず、法律、政府・裁判所、その他公的機関からの命令等に基づき報告、説明、資料提出等、情報開示を求められたときは、発注者及び受注者は当該公的機関に対してのみ情報開示できるものとする。

(無償補修)

- 第20条 本契約で定める保証期間は第15条に定める完成検査完了後1年とし、同期間内に納入物について、契約不適合が発見された場合、発注者は受注者に対して当該契約不適合の修正を請求することができ、受注者は無償で当該契約不適合を修正するものとする。
- 2 前項にかかわらず、契約不適合が軽微であって、納入物の修正に過分の費用を要する場合、受注者は前項所定の修正責任を負わないものとする。
- 3 第1項の規定は、契約不適合が発注者の提供した資料又は発注者の与えた指示によって生じたときは適用しない。ただし、受注者がその資料又は指示が不適切であることを知りながら告げなかったときはこの限りではない。

(履行期限の延長)

- 第21条 受注者は、天災地変その他の不可抗力により、契約の履行が遅延する恐れが生じたときは、発注者に対して遅滞なく、その理由を明らかにした書面を提出し、履行期限の延長を求めることができる。
- 2 発注者は、前項の申請があったときは、その事由を審査し、正当と認めるときは、受注者と協議のうえ、履行期限の延長日数を定めるものとする。

する。

(権利義務の譲渡等)

- 第22条 発注者、受注者双方とも、本契約に関連して生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、承継させてはならない。ただし、あらかじめ、書面により発注者の承諾を得たときは、この限りではない。

(発注者の催告による解除権)

- 第23条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、契約の全部又は一部を解除することができる。この場合において、発注者に損害が生じるときは、発注者は、受注者に対して、当該損害全部の賠償を請求することができる。
- (1) 本業務に着手すべき期日を過ぎても本業務に着手しないとき又は履行する見込みがないと認められるとき。
- (2) 受注者自身の社会的信用を著しく失墜させる事実があったとき。
- (3) 正当な理由なく、第20条第1項の無償補修がなされないとき。
- (4) 前各号の他、契約に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。
- (5) 受注者が、本契約に関し、法令に反する行為を行ったとき。
- (6) その他、契約を継続し難い事由のあるとき。
- 2 発注者は、前項の規定により受注者との契約を解除する場合において、受注者の所在を確認できないときは、発注者の事務所にその旨を掲示することにより、受注者への通知にかえることができるものとする。この場合におけるその効力は、掲示の日から10日を経過したときに生ずるものとする。

(発注者の催告によらない解除権)

- 第23条の2 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに本契約を解除することができる。この場合において、発注者に損害が生じるときは、発注者は、受注者に対して、当該損害全部の賠償を請求することができる。
- (1) 受注者が第22条の規定に違反し、この契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保の目的に供したとき。
- (2) 本契約の業務を完了させることができないことが明らかであるとき。
- (3) 受注者が本契約の目的物の完成の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (4) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (5) 契約の目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないのでその時期を経過したとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (7) 第25条の又は第25条の2の規定によらないで本契約の解除を申し出たとき。

(発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

- 第23条の3 発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は前二条の規定による契約の解除をすることができない。

(契約が解除された場合等の違約金)

- 第23条の4 次の各号のいずれかに該当する場合においては、受注者は、請負代金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。この場合において、本件業務に既履行部分があるときは、請負代金から当該部分の請負代金相当額を控除した金額の10分の1に相当する額を違約金とする。なお、当該違約金は、損害賠償の予定又はその一部とは解釈しない。
- (1) 第23条、第23条の2又は第23条の規定により本契約が解除された場合
- (2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰す

- べき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合
- 2 次の各号に掲げる者が本契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
- (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成16年法律第75号)の規定により選任された破産管財人
- (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定により選任された管財人
- (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法(平成11年法律第225号)の規定により選任された再生債務者等

(中途解除)

- 第24条 発注者は、業務が完了しない間は、第23条第1項及び第23条の2に規定する他、必要があるときは契約を解除できる。
- 2 第23条第2項の規定は、前項の規定により契約を解除した場合に準用する。
- 3 発注者は第1項の規定により契約を解除した場合においては、これにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、この損害には受注者の履行利益は含まないものとする。
- 4 前項の賠償額は、発注者と受注者とが協議して定める。

(受注者の催告による解除権)

- 第25条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。
- 2 第23条第2項は、前項の規定により契約が解除された場合に準用する。この場合、発注者とするのは受注者と、受注者とするのは発注者と、それぞれ読み替えるものとする。

(受注者の催告によらない解除権)

- 第25条の2 受注者は、第9条の規定により業務の内容を変更したため、請負代金が3分の2以上減少したときは、契約の全部又は一部を直ちに解除することができる。
- 2 発注者は、前項の規定により契約が解除された場合において、これにより受注者が損害を受けたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、この損害には受注者の履行利益は含まないものとする。

(受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

- 第25条の3 受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は前二条の規定による契約の解除をすることができない。

(解除に伴う措置)

- 第26条 受注者は、契約が解除された場合において、請負業務の遂行にあたって必要とするコンピュータ、端末機器があるときは、速やかに原状に復し発注者に返還しなければならない。この場合において、当該物件が受注者の故意若しくは過失により滅失若しくは毀損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
- 2 受注者は、契約が解除された場合において、貸与品があるときは、当該貸与品を発注者に返還しなければならない。
- この場合において、当該貸与品が受注者の故意又は過失により滅失又は毀損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
- 3 受注者は、契約が解除された場合において、実施場所に受注者が所有する業務機械器具、その他の物件(下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。以下本条において同じ。)があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、実施場所を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。
- 4 前項の場合において、受注者が正当の理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は実施場所を修復し若しくは取り片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、実施場所を修復若しくは取り片付けを行うことができる。この場合において、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取り片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は修復若しくは

取り片付けに要した費用を負担しなければならない。

- 5 第1項前段及び第2項前段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、契約の解除が第23条、第23条の2、第32条及び第33条の規定によるときは発注者が定め、第24条、第25条及び第25条の2の規定によるときは、受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、第1項後段、第2項後段及び第3項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。
- 6 本業務の完了後に本契約が解除された場合は、解除に伴い生じる事項の処理については発注者及び受注者が民法の規定に従って協議して決める。

(損害賠償)

- 第27条 発注者及び受注者は、本契約の履行に関し、相手方の責めに帰すべき理由により損害を被った場合、相手方に対して、損害賠償を請求することができる。ただし、本請求は、第15条及び第16条に定める納入物の検査完了の日から5年を経過した後は行うことができない。
- 2 前項の損害賠償の累計総額は、本契約の請負代金の金額を限度とする。
- 3 前項は、損害賠償義務者の故意又は重大な過失に基づく場合には適用しないものとする。

(履行遅滞の場合における違約金等)

- 第28条 発注者は、受注者の責めに帰する理由により、受注者が履行期限までに第15条第2項及び第16条に定める検査に合格し成果物を納入することができない場合において、履行期限後に完了する見込があると認めたときは、発注者は、違約金を徴収して履行期限を延長することができる。この場合において、違約金は、請負代金に対して延長日数に応じ年5.0パーセントの割合を乗じて計算した金額とする。
- 2 発注者は、受注者の責めに帰する事由により、受注者が本契約に基づく損害賠償金又は違約金を指定の期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額にその期限の翌日から支払いの日まで年5.0パーセントの割合で計算した遅延損害金を徴収する。ただし、遅延日数は、発注者の責めに帰すべき理由による日数を控除したものとする。
- 3 発注者の責めに帰すべき理由により、第10条の規定による請負代金を期間内に支払わないときは、受注者は、その支払わない額にその期限の翌日から支払いの日まで年5.0パーセントの割合で計算した遅延利息金を請求することができる。

(損害賠償金等の徴収)

- 第29条 受注者が本契約に基づく損害賠償金又は違約金等を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額に第28条の利息を付した額と、発注者の支払うべき請負代金を相殺し、なお、不足があるときは、追徴する。

(損失負担)

- 第30条 受注者は、業務の実施について発注者に損害を与えたときは、直ちに発注者に報告し、損害を賠償しなければならない。
- 2 受注者は、業務の実施について第三者に損害を与えたときは、直ちに発注者に報告し、受注者の負担において賠償するものとする。
- 3 前二項に定める損害の賠償は、その損害の発生が発注者の責めに帰する理由による場合を除く。

(暴力団等反社会的勢力に該当・関与していないことの表明・保証)

- 第31条 発注者及び受注者は、本契約締結時及び本契約期間中において、自社(自社、自社の役員、自社の経営に実質的に関与している者、若しくは自社の親会社等を含む。本条において以下同じ。)が次の各号のいずれにも該当しないことを表明しこれを保証する。
- (1) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)に規定する暴力団をいう。)、暴力団員(同法に規定する暴力団員をいう。)、暴力団関係企業・団体若しくはその関係者、その他反社会的勢力(以下「暴力団等反社会的勢力」という。)であること、又は過去5年の間に暴力団等反社会的勢力であった場合、又は暴力団等反社会的勢力がその経営に実質的に関与

し、若しくは関与していたこと。

- (2) 自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団等反社会的勢力の威力等を利用するなどし、又は過去5年の間に利用していたこと。
- (3) 暴力団等反社会的勢力に対して資金等提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団等反社会的勢力の維持、運営に協力し、又は関与し、又は過去5年の間に関与していたこと。
- (4) 暴力団等反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有し、又は過去5年の間に有していたこと。
- (5) 本契約を履行するにあたり、暴力団等反社会的勢力が経営又は運営に実質的に関与していると認められる法人等を利用すること。

(暴力団等反社会的勢力との関与等に係る発注者の解除権等)

第32条 発注者及び受注者は、相手方(相手方、相手方の役員、又は相手方の親会社等を含む。)が前条における表明・保証に反すると合理的に判断した場合は、直ちに本契約を解除することができる。

2 発注者及び受注者は、前項により本契約を解除した場合には、相手方に損害が生じたとしても、これを一切賠償する責任はないものとする。

(談合等の不正行為に係る解除)

第33条 発注者は、本契約に関して、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、本契約の全部又は一部を直ちに解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が、受注者又は受注者の代理人に対して私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第7条又は独占禁止法第8条の2の規定による排除措置命令を行ったとき、独占禁止法第7条の2第1項(独占禁止法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による課徴金の納付命令(以下「納付命令」という。)を行ったとき、又は第34条第1項第2号又は第3号に該当するとき。
- (2) 受注者又は受注者の代理人(受注者又は受注者の代理人が法人の場合にあつては、その役員又は使用人)が刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき。

(談合等の不正行為に係る違約金等)

第34条 受注者(共同企業体にあつては、その構成員)は、本契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、発注者が本契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、発注者の請求に基づき、請負代金の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) 公正取引委員会が、受注者又は受注者の代理人に対して独占禁止法第7条の2第1項(独占禁止法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき(確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。以下、この条において同じ)。
- (2) 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令(これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体(以下「受注者等」という。)に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号及び次項第2号において同じ。)において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
- (3) 前号に規定する納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間(これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。)に入札(見積書の提出を含む。)が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

(4) 受注者又は受注者の代理人(受注者又は受注者の代理人が法人の場合にあつては、その役員又は使用人を含む。次項第2号において同じ。)が刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。

2 本契約に関し、前項各号のいずれかに該当し、かつ、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、前項に規定する請負代金の10分の1に相当する額その他、請負代金の100分の5に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) 前項に規定する確定した納付命令における課徴金ついて、独占禁止法第7条の3第1項から第3項のいずれかの規定の適用があるとき。
- (2) 前項に規定する排除措置命令若しくは納付命令又は同項に規定する刑に係る確定判決において、受注者が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。
- (3) 受注者が発注者に誓約書を提出しているとき。
- 3 前二項に定める違約金は、発注者の指定する期間を経過した日から当該違約金の支払いの日までの日数に応じ年5.0パーセントの割合で計算した額の利息を付するものとする。
- 4 受注者は、契約の履行を理由として、第1項及び第2項の違約金を免れることができない。
- 5 第1項及び第2項の規定は、発注者に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、発注者がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

(協議)

第35条 本契約に定めのない事項及び本契約の各条項に疑義が生じたときは、発注者と受注者とが協議し、信義誠実の原則に基づき円満に解決するものとする。